

# 千葉市建設現場における快適トイレ設置試行要領

## 1 目的

本試行要領は、建設現場を働きやすい環境にすることによって、若手技術者の活躍や新たな担い手の確保を図るため、現場環境改善の取組みの一環として、建設現場に従事する誰もが快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する工事の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 対象工事

土木工事標準積算基準を適用する工事において、受注者が希望し、監督職員と受注者が協議を行った上で決定する。ただし、下記に該当する工事は対象外とする。

### （1）現場施工期間が1か月未満の工事

## 3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本試行要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（1）快適トイレに求める機能」、「（2）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。「（3）推奨する仕様、付属品」については、任意で設置するものとする。なお、男女が現場で働く場合は、男女別に設置するものとする。

### （1）快適トイレに求める機能（必須事項）

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

### （2）付属品として備えるもの（必須事項）

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
- エ 鏡と手洗器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

### （3）推奨する仕様、付属品（任意事項）

- ア 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- イ 擬音装置（機能を含む）
- ウ 着替え台
- エ 臭気対策機能の多重化
- オ 室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

#### 4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

快適トイレを導入する際は、以下の（1）～（6）に配慮を行うものとする。

##### （1）全般

快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く。

##### （2）設置位置

男性トイレと女性トイレ（一体型トイレを除く）は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

##### （3）動線の配慮

男性トイレと女性トイレ（一体型トイレを除く）は入口を分ける等の動線の配慮をする。

##### （4）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

##### （5）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

##### （6）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

#### 5 実施方法

実施にあたっては、以下の（1）～（5）により行うものとする。

##### （1）受注者は、快適トイレ設置実施の有無について、事前に監督職員と協議を行い、実施する場合は、施工計画書に反映する。

##### （2）監督職員は、「3 快適トイレの仕様」を満たすことを「快適トイレ仕様チェックシート」（様式1）により、快適トイレ設置前はカタログ等を用いて机上にて確認し、快適トイレ設置後は現場立会又は写真データ等（遠隔臨場による確認も含む）にて確認する。

##### （3）受注者は、快適トイレの設置費用が確定後、支出実態の分かる資料（見積書、リース料等の写し）を監督職員に提出する。

##### （4）監督職員は、快適トイレの費用を、設計変更時に計上するものとする（詳細は「6 設置に要する費用」による）。

##### （5）受注者が、快適トイレの手配が困難等の理由により、快適トイレの設置を希望しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

## 6 設置に要する費用

設置に要する費用の計上は、以下の（1）～（7）により行うものとする。

- (1) 快適トイレの設置に要する費用は、当初設計では計上せず、契約締結後に設計変更にて計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（102,000円／2基・月が上限）。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に「積算上の差額」まで計上可能とする。
- (4) 「積算上の差額」とは、実際に快適トイレの設置に要した費用から10,000円／基・月（従来品相当額）を引いた額とする。
- (5) 「積算上の差額」は共通仮設費の営繕費に費用を積上げ計上するものとする（管理費区分の設定は行わない）。
- (6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。
- (7) 快適トイレの費用は、1か月単位とし、1か月に満たないものは切り捨てるものとする。

## 7 その他

- (1) 受注者は、監督職員から建設現場における快適トイレ設置の取組みに関するアンケート等の調査があった場合、これに協力しなければならない。（2）本試行要領に定めの無い事項については、監督職員と受注者で協議の上、決定することとする。

### 附則

- 1 本試行要領は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 本試行要領は、施行日以降に公告する工事に適用する。

### 附則

- 1 この試行要領は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告する又は交付するものについては、なお従前の例による。